



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.268 2020年12月・2021年1月

## CONTENTS

### 1. 三重県からのお知らせ

- |                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| ① 雇用関係助成金等 相談窓口へご相談ください！       | (PDF：870KB)    |
| ② みえ労働力 シェアリング支援拠点             | (PDF：864KB)    |
| ③ テレワーク相談窓口のご案内                | (PDF：376KB)    |
| ④ こちら労働相談室です                   | (PDF：533KB)    |
| ⑤ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナー【鈴鹿】のご案内   | (PDF：1,036 KB) |
| ⑥ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナー【伊勢】のご案内   | (PDF：1,056 KB) |
| ⑦ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナー【四日市】のご案内  | (PDF：1,080 KB) |
| ⑧ 高齢者雇用に関する事業所向けセミナー【鳥羽】のご案内   | (PDF：1,040 KB) |
| ⑨ 高齢者再就職のための再就職支援セミナー【鈴鹿】のご案内  | (PDF：1,074 KB) |
| ⑩ 高齢者再就職のための再就職支援セミナー【伊勢】のご案内  | (PDF：1,093 KB) |
| ⑪ 高齢者再就職のための再就職支援セミナー【四日市】のご案内 | (PDF：1,057 KB) |
| ⑫ 高齢者再就職のための再就職支援セミナー【鳥羽】のご案内  | (PDF：1,052 KB) |
| ⑬ シニア世代の無料・就労相談会【鳥羽・志摩】のご案内    | (PDF：2,308 KB) |
| ⑭ シニア世代の無料・就労相談会【鈴鹿・亀山】のご案内    | (PDF：2,545 KB) |

### 2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ① 不当労働行為審査制度のご案内 | (PDF：267KB) |
|------------------|-------------|

### 3. 三重労働局からのお知らせ

- |                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| ① 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！ | (PDF：450KB)   |
| ② 女性活躍推進法に基づく取組の推進について           | (PDF：1,070KB) |
| ③ 年次有給休暇取得促進について                 | (PDF：1,413KB) |

\* 「三重の労働 2020年12月・2021年1月号」全ページを一括ダウンロードする

(PDF:13,663KB)

新型コロナウイルス感染症の影響により

企業活動の縮小・変更を余儀なくされている

事業主のみなさま

# 雇用関係助成金等 相談窓口へ

ご相談ください！

こんなお悩みをお持ちの方

相談  
無料

- ・ 新型コロナ感染症の影響で売上が落ちているけど、今までどおり従業員を雇用したいので相談したい！
- ・ 雇用調整助成金の活用方法がよく分からない・・・。
- ・ 従業員を休ませた場合に支払う「休業手当」って何・・・？
- ・ 社員を休ませる代わりに研修へ行かせたいけど、支援はないの？

社会保険労務士が、お悩みの相談にのります！

- ① 事前に電話予約の上、来訪をお願いします。
- ② 電話のみの相談も受け付けています。
- ③ 相談内容に応じて現地にお伺いすることもできます。

## ご相談窓口

電話番号 059-228-3326

(三重県産業支援センターよろず支援拠点内)

受付時間 平日/8:30~17:15

所在地 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

※ お車で越しの場合は、三重県庁の大駐車場をご利用ください。

※ 来所相談は事前に電話予約が必要です。

※ 来所の際は、各自でマスクを持参・着用してください。

### 【注意事項】

- ・ 各種助成金等の申請の代行はしません。
- ・ 各種助成金の受給を保証するものではありません。
- ・ 本事業は三重県からの委託事業です。



# 雇用関係助成金等相談申込書

電話番号 059-228-3326 (三重県よろず支援拠点内)

F A X 059-228-3800

ふりがな 氏 名		役 職	
事業所名		ご住所	〒
電話番号		Eメール	
相談内容			

※ 事前にご記入いただきますと、ご相談にスムーズに対応できます。  
※ ご提供いただきました個人情報は当センターにて厳重に管理し、業務の範囲内でのみ利用させていただきます。  
なお、個人情報を当センターより第三者に提供することはありません。

あらたな雇用支援、はじめます。

# みえ労働力シェアリング支援拠点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従業員の雇用維持に苦慮している事業者(送出事業者)と、労働力不足となっている事業者(受入事業者)との、労働力の橋渡しを行います。

## 支援拠点とは

みえ労働力シェアリング支援拠点は、エントリーいただいた事業者に対して、情報提供やマッチング支援、フォローアップ等を行います。

## 開設期間

令和2年8月18日(火)～令和3年3月31日(水)

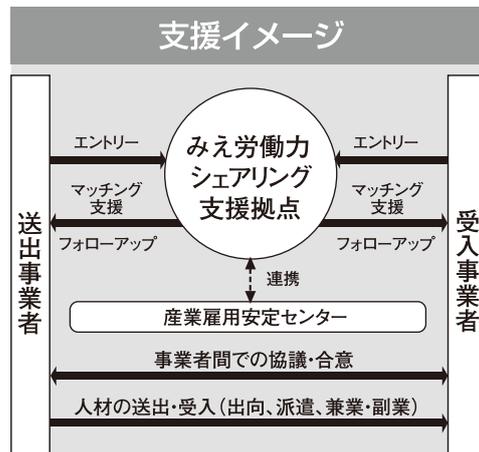
## 事業者エントリー方法

無料

①みえ労働力シェアリング支援WEBサイト  
<https://www.mie-share.jp>

②FAX 059-228-1008 ※裏面のエントリーシートをFAXしてください。

## 支援内容



1

### 情報提供

送出・受入を希望される事業者の情報を収集するとともに、収集した情報の提供を行います。

2

### 相談窓口

TELやメール等で社会保険労務士やコンサルタントなどがマッチングに関するご相談にお答えします。支援拠点内に相談スペースもご用意。(予約制)

3

### オンラインによる支援

オンラインにて、セミナーを行います。専門のコンサルタントによるコンサルティングサービス(先着50回限定)もご用意!

4

### フォローアップ

マッチング成立後のフォローアップ支援を行います。

※すべての支援は無料で実施します。

## 事業者向け無料オンラインセミナーを開催!

三密を避けるためにオンライン(WEB)でセミナーを実施します

開催日時	第3回 12月 1日(火) 15:30～17:00 第4回 12月 2日(水) 10:30～12:00 <small>※第1回、第2回は終了いたしました。</small>
開催方法	zoom(ズーム)
内容(予定)	①ワークシェアとは ②企業を取り巻く雇用環境、組織問題 ③ワークシェア導入への成果事例 ④みえ労働力シェアリング支援事業について ⑤本事業の事例共有 ⑥社会保険労務士を交えた質疑応答タイム
講師(予定)	<small>まえだしげお</small> 前田 茂雄 氏 ・レガシープロジェクト株式会社代表 ・三重県出身 ・三重大学 人文学部卒
参加申込方法	メールまたはお電話にて、みえ労働力シェアリング支援拠点にご連絡ください。 ※オンラインセミナーは、エントリー前の事業者様もご参加いただけます。
締切	第3回 2020年11月30日(月) 12:00まで 第4回 2020年12月1日(火) 12:00まで

お申し込み希望の方は  
下記メールアドレスまたは電話に  
ご連絡ください

【お問い合わせ先】

みえ労働力シェアリング支援拠点 (開設時間 平日9:30-17:30(12/29～1/3を除く))

所在地:〒514-0004 三重県津市栄町3-141-1 MOREビル5階 TEL:059-221-5880 FAX:059-228-1008

Mail:sharemie20@bsec.jp URL <https://www.mie-share.jp>

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社JTB三重支店が運営しています。

みえ 労働力シェア

検索

# テレワーク相談窓口のご案内

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社 中部システムセンターが運営しています。

テレワークに関する専門的な知識を持つ「テレワークアドバイザー」が  
ご相談を受け付けます！

相談窓口開設期間

令和3年1月29日（金）までの平日9時～16時

（12時～13時除く）

※平日のみ、令和2年12月29日～令和3年1月3日を除く

対象

三重県内に本社または主たる事業所のある中小企業および  
小規模企業等の経営層、テレワーク推進担当者等

費用

無料

相談窓口の内容

- ・テレワークの導入・実施時の労務管理についてのアドバイス
- ・テレワーク導入に関する助成金活用やシステム導入等の情報提供
- ・テレワーク導入に関する各種セミナーの案内

相談先

株式会社 中部システムセンター

相談受付方法

①お電話 059-232-3174

②メール [info@csc-mie.co.jp](mailto:info@csc-mie.co.jp)

③Webフォーム (<http://ur2.link/PvJS>)

※確実にご相談内容を把握し、適任のアドバイザーから  
回答させて頂くために「Webフォーム」を推奨します。



アドバイザープロフィール

株式会社 中部システムセンター 代表取締役／働き方改革コンサルタント 田中 裕嗣

- ・前職にてIT運用提案業務および組織・人事労務コンサル業務に従事
- ・現職にて主に三重県企業へのオフィス環境改善および働き方改革コンサルティングを実施
- ・業務プロセス改善や組織づくりによる生産性向上支援も得意とする
- ・ホワイト企業アワード西日本大賞受賞（2016年、2017年）
- ・平成30年度「三重県働き方改革取組拡散事業」を受託



株式会社 ニューズピックス／株式会社 中部システムセンター 石田 礼子

- ・株式会社ニューズピックス（東京都）の業務を三重県津市の自宅にて行いながら、  
株式会社 中部システムセンターにてパラレルワークを実施中。
- ・東京都、愛媛県、新潟県などで、地方の働き方やリモートワークに関するイベントに登壇
- ・三重テレビニュース情報番組「Mieライブ」レギュラーコメンテーターとして「テレワーク」  
をテーマに出演中



株式会社 中部システムセンター ワークスタイルプランナー 小倉 弘義／水越 峻史

- ・企業に対して働き方改革に関する提案活動およびコンサルティング活動を実施中
- ・IT機器およびシステム導入支援を得意とする  
（情報共有クラウドツール／リモートツール／VPN構築／ペーパーレス運用／勤怠管理）

# テレワークアドバイザー派遣のご案内

三重県内の中小企業等を対象として、テレワークに関する専門的な知識を持つ「テレワークアドバイザー」が企業を訪問し、テレワーク導入のお手伝いをいたします！

## 対象企業

在宅勤務型テレワークの導入を検討している（又はすでに導入しているが課題を抱えている）三重県内に本社又は主たる事業所のある中小企業・小規模企業等（※）  
※原則として、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に定める「中小企業・小規模企業」

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下または従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下または従業員数100人以下

## 募集企業数

**12社程度（残りわずかです！）**

※募集上限に達した時点で申込みを締め切ります。

## 派遣回数

**1社あたり4回程度**

## アドバイザー派遣に係る費用

**無料**

※テレワーク導入のための機器購入やシステム構築等にかかる費用は各企業でご負担ください。

## アドバイザー派遣の内容

- ・テレワーク導入に向けた対象業務の選定、社内体制構築、社内規定整備、労務管理方法検討、システム導入検討
- ・テレワーク導入に関する各種助成金の活用についての助言

## 【テレワークアドバイザー派遣申込書】

申込書送付先：FAX (059-232-5356) メール (info@csc-mie.co.jp)

申込URL：Web (http://urx.red/xl1w)



### 【申し込み先】株式会社 中部システムセンター

企業名		従業員数	名
業種（詳しく）		資本金	万円
担当者氏名		部署・役職	
電話番号		メールアドレス	
住所			
在宅勤務型テレワークの導入状況	導入している	・	導入していない
●テレワーク導入に関し抱えている課題や取り組みへの想い ●アドバイザー派遣で支援して欲しい内容			

# こちら 労働相談室 ですよ

突然、解雇を  
言い渡された!



賃金、残業代を  
支払ってもらえない...



パートだけど  
年休ってあるの?  
なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの  
労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに  
お気軽に  
相談ください



弁護士相談  
(予約制)も  
行っています



**相談無料**

相談内容など個人の  
秘密は守られますので  
ご安心ください。

まずはこちらへお電話を/

**059-213-8290**

または

**059-224-3110**



**相談時間**

**弁護士相談**

**労働相談 (電話・面接)**

月・水・金曜日

午前9:00～午後5:00

火・木曜日

午前9:00～午後7:00

毎月第2金曜日

午後1:00～午後4:00

※2日前までに予約が必要です

**ポルトガル語・**

(Português)

**スペイン語の通訳**

(Español)

月～金曜日

午前9:00～午後4:30

※電話相談に通訳を交えた  
3者通話で対応します



※但し、祝日、年末年始は除きます。

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(<https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html>)  
若しくは、[info@mie-kinfukukyo.or.jp](mailto:info@mie-kinfukukyo.or.jp)へ直接必要事項を記載し送信してください。

お問い合わせ

**三重県労働相談室** (三重県の機関です)

三重県津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1F

# 県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名 称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。																											
<p><b>【名称】</b> 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野) ※電話相談可</p> <p><b>【相談内容】</b> 労働相談全般</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 8:30～17:15 電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>三重労働局</td> <td>Tel.059-226-2110</td> <td>津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)</td> </tr> <tr> <td>四日市</td> <td>Tel.059-351-1662</td> <td>四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>Tel.059-227-6788</td> <td>津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>Tel.0598-51-0015</td> <td>松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊勢</td> <td>Tel.0596-28-2164</td> <td>伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀</td> <td>Tel.0595-21-0802</td> <td>伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>熊野</td> <td>Tel.0597-85-2277</td> <td>熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)</td> </tr> </table>	三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)	四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)	津	Tel.059-227-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)	松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)	伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)	伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)	熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)						
三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)																										
四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)																										
津	Tel.059-227-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)																										
松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)																										
伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)																										
伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)																										
熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)																										
<p><b>【名称】</b> ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)</p> <p><b>【相談内容】</b> 職業相談・職業紹介 《対象：一般、障がい者、高齢者など全般》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 8:30～17:15 電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>ハローワーク桑名</td> <td>Tel.0594-22-5141</td> <td>桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク四日市</td> <td>Tel.059-353-5566</td> <td>四日市市本町3-95</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク鈴鹿</td> <td>Tel.059-382-8609</td> <td>鈴鹿市神戸9-13-3</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク津</td> <td>Tel.059-228-9161</td> <td>津市島崎町327-1</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク松阪</td> <td>Tel.0598-51-0860</td> <td>松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊勢</td> <td>Tel.0596-27-8609</td> <td>伊勢市岡本1-1-17</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊賀</td> <td>Tel.0595-21-3221</td> <td>伊賀市四十九町3074-2</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク尾鷲</td> <td>Tel.0597-22-0327</td> <td>尾鷲市林町2-35</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク熊野</td> <td>Tel.0597-89-5351</td> <td>熊野市井戸町赤坂739-3</td> </tr> </table> <p>*ハローワーク津では、在職中の方を対象とした職業紹介・職業相談を以下の時間で追加実施しています。 毎月曜日・水曜日 17:15～18:00 (受付は17:45まで) 第1・第3土曜日 10:00～17:00 (受付は16:45まで)</p>	ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階	ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95	ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1	ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市岡本1-1-17	ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2	ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35	ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3
ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階																										
ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95																										
ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3																										
ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1																										
ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階																										
ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市岡本1-1-17																										
ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2																										
ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35																										
ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3																										
<p><b>【名称】</b> 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重)</p> <p><b>【相談内容】</b> ・情報提供 (解決に役立つ情報提供や適切な相談窓口のご紹介) ・民事法律扶助制度 (資力要件あり) による無料法律相談</p>	<p><b>【法テラスサポートダイヤル】</b> 相談時間(情報提供):月曜～金曜 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 電話番号:0570-078374</p> <p><b>【法テラス三重地方事務所】</b> 相談時間(情報提供):月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00 電話番号:0570-078344 (IP電話をご利用の方:050-3383-5470)</p> <p>相談時間(民事法律扶助相談)※お問合せください (事前予約制) 予約受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00 所在地 :津市丸之内34-5 津中央ビル6階</p>																											
<p><b>【名称】</b> わかものハローワークみえ</p> <p><b>【相談内容】</b> 就職相談・職業紹介 《対象：正規雇用を目指す若年者 (おおむね45歳未満)》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:30～18:00 第2・4土曜日10:00～17:00 電話番号:059-325-7000 所在地 :四日市市西浜田町12-13</p>																											
<p><b>【名称】</b> ハローワーク津 みえ新卒応援ハローワーク</p> <p><b>【相談内容】</b> 職業相談・職業紹介 《対象：学卒予定者、学卒未就職者、若年者 (44歳くらいまで)》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:00～18:00 電話番号:059-229-9591 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階</p>																											
<p><b>【名称】</b> おしごと広場みえ</p> <p><b>【相談内容】</b> 情報提供・適職診断・就職に役立つセミナー等の開催 《対象：学卒未就職者(34歳まで)、大学・短大在学者、安定した就職を目指す若年者(44歳まで)、U・Iターン就職希望者》</p>	<p>相談時間:月曜～金曜 9:00～18:00 電話番号:059-222-3309 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階</p>																											

※相談は原則面談となります。

令和2年3月1日現在

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

# 高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。企業では、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。

高年齢者を雇用することによるメリットや課題など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

開催日 2020年  
**12/18** 金

時間

13:30 ~ 16:00

会場

鈴鹿市役所本館 12階 1203大会議室

鈴鹿市神戸 1-18-18 TEL.059-382-1100

【近鉄鈴鹿市駅より徒歩 3 分】

## 第 1 部

13:30

15:30

### 高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

## 「高年齢者雇用へ取り組むために 事業所に求められるものとは」

講師 株式会社 O-GOE 代表取締役 杉山 豊 氏

## 第 2 部

15:30

16:00

### 個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL か FAXにてお申し込み下さい。

**TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710**

**定員 40名**

**締切 2020年12月10日(木)までにお願いします。(定員締切)**

**担当 中村**

**12月18日 鈴鹿市役所分**

企業・事業名			
所在地	〒	-	
	電話番号	FAX番号	
e-mail			
役職		お名前	
役職		お名前	
個別相談会	希望する	・	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

申込先

**三重労使雇用支援機構**

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

**TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710**

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

# 高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。企業では、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。

高年齢者を雇用することによるメリットや課題など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

開催日 2020年  
**12/22** 火

時間

13:30 ~ 16:00

会場

三重県伊勢庁舎 4階 402 会議室  
伊勢市勢田町 628-2 TEL.0596-27-5194

第1部

13:30

15:30

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

## 「高年齢者雇用へ取り組むために 事業所に求められるものとは」

講師 株式会社 O-GOE 代表取締役 杉山 豊 氏

第2部

15:30

16:00

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL か FAXにてお申込み下さい。

**TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710**

**定員 40名**

**締切** 2020年12月15日(火)までにお願いします。(定員締切)

**担当** 中村

## 12月22日 伊勢庁舎分

企業・事業名			
所在地	〒	-	
	電話番号	FAX番号	
e-mail			
役職		お名前	
役職		お名前	
個別相談会	希望する	希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

申込先

## 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

# 高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。企業では、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。

高年齢者を雇用することによるメリットや課題など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

開催日

2021年  
1/18 月

オンライン  
参加も可能

Web 会議システムを用いた  
オンライン開催

※Web 環境にない方は会場にお集りください。

時間

13:30 ~ 16:00

会場

ユマニテクプラザ 2階研修室210

四日市市鶴の森1丁目4-28 TEL.059-359-4877

【近鉄四日市駅より徒歩3分】

第1部

13:30

15:30

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

## 「高年齢者雇用へ取り組むために 事業所に求められるものとは」

講師 株式会社 O-GOE 代表取締役 杉山 豊 氏

第2部

15:30

16:00

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク



経営者・人事労務担当者の方は是非ご参加ください

# 高年齢者雇用に関する 事業所向けセミナーのご案内

少子高齢化で、労働力人口が減少する中、多様な人材の確保が必要不可欠です。

近年、高年齢者の就業意欲が高まり、年々就業人口が増加している中で、長年、社会において培われた貴重な経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けられる雇用環境の整備が急務です。企業では、昨今のコロナ禍による厳しい雇用情勢においても、従業員の雇用維持に努力していただいているところですが、今後の事業継続を中長期的にみると、高年齢者は貴重な戦力となると期待されます。

高年齢者を雇用することによるメリットや課題など、企業の経営者・人事労務担当者の方々への参考となるセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

開催日 2021年  
1/27 水

時間

13:30 ~ 16:00

会場

鳥羽商工会議所 2階 中会議室  
鳥羽市大明東町 1-7 TEL.0599-25-2751

第1部

13:30

15:30

高年齢者雇用に関する事業所向けセミナー

講演

## 「高年齢者雇用へ取り組むために 事業所に求められるものとは」

講師 株式会社 O-GOE 代表取締役 杉山 豊 氏

第2部

15:30

16:00

個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL か FAXにてお申込み下さい。

**TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710**

**定員 40名**

**締切 2021年1月20日(水)までにお願いします。(定員締切)**

**担当 中村**

**1月27日 鳥羽商工会議所 事業所向けセミナー一分**

企業・事業名			
所在地	〒	-	
	電話番号	FAX番号	
e-mail			
役職		お名前	
役職		お名前	
個別相談会	希望する	希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

令和2年度生涯現役促進地域連携事業  
定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための

# 再就職支援セミナー のご案内

入場  
無料

開催日時

2021年  
**1/8** 金  
13:30 ~ 16:00

会場

鈴鹿市役所 12 階  
1203 大会議室  
鈴鹿市神戸 1-18-18 TEL.059-382-1100  
【近鉄鈴鹿市駅より徒歩 3 分】

雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における  
「求職活動実績」として  
認められます。  
雇用保険受給資格証を  
必ずご持参下さい。

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい状況となっています。有効求人倍率も1.01倍(8月現在)と極めて低い水準に置かれています。しかし、中長期的には、少子高齢化による労働力人口の減少により、多様な人材の活用が必要となっています。高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を多くし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記のような再就職支援セミナーを開催します。高年齢者\*で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加下さい。

※高年齢者とは概ね55歳以上を対象とします。

## 第1部

13:30~15:00

### 再就職支援セミナー

## 「高年齢者の再就職のために」

講師

株式会社 R&E コンサルタント  
人財育成専門チーム チーフコンサルタント **中川 真理子 氏**

## 第2部

15:00~15:30

### セカンドキャリアへの体験談

講師

キャリアコンサルタント(元 中部電力株式会社人事センター 人財活躍支援グループ課長)  
**西村 佳美 氏**

## 第3部

15:30~16:00

### 個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、  
事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込み下さい。

**TEL** 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

**e-mail** kazu@miekeikyo.jp

**定員** 40名

**締切** 2020年12月22日(火)までにお願いします。(定員締切)

**担当** 中村

## 1月8日 鈴鹿市役所分

氏名		
所在地	〒	-
	ご住所	
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する ・ 希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

申込先

## 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

令和2年度生涯現役促進地域連携事業  
定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための

# 再就職支援セミナー のご案内

入場  
無料

開催日時

2021年  
**1/13**水  
13:30 ~ 16:00

会場

三重県伊勢庁舎 4階  
401会議室  
伊勢市勢田町 628-2  
TEL.0596-27-5194

雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における  
「求職活動実績」として  
認められます。  
雇用保険受給資格証を  
必ずご持参下さい。

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい状況となっています。有効求人倍率も1.01倍(8月現在)と極めて低い水準に置かれています。しかし、中長期的には、少子高齢化による労働力人口の減少により、多様な人材の活用が必要となっています。高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を多くし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記のような再就職支援セミナーを開催します。高年齢者\*で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加下さい。

※高年齢者とは概ね55歳以上を対象とします。

## 第1部

13:30~15:00

### 再就職支援セミナー

## 「高年齢者の再就職のために」

講師

株式会社 R&E コンサルタント  
人財育成専門チーム チーフコンサルタント **中川 真理子 氏**

## 第2部

15:00~15:30

### セカンドキャリアへの体験談

講師

キャリアコンサルタント(元 中部電力株式会社人事センター 人財活躍支援グループ課長)  
**西村 佳美 氏**

## 第3部

15:30~16:00

### 個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、  
事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込み下さい。

**TEL** 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

**e-mail** kazu@miekeikyo.jp

**定員** 40名

**締切** 2021年1月5日(火)までにお願ひします。(定員締切)

**担当** 中村

## 1月13日 伊勢庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

令和2年度生涯現役促進地域連携事業  
定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための

# 再就職支援セミナー のご案内

入場  
無料

開催日時

2021年  
**1/27** 水  
9:30 ~ 12:00

会場

鳥羽商工会議所  
3階かもめホール  
鳥羽市大明東町 1-7  
TEL.0599-25-2751

雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における  
「求職活動実績」として  
認められます。  
雇用保険受給資格証を  
必ずご持参下さい。

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい状況となっています。有効求人倍率も1.01倍(8月現在)と極めて低い水準に置かれています。しかし、中長期的には、少子高齢化による労働力人口の減少により、多様な人材の活用が必要となっています。高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を多くし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記のような再就職支援セミナーを開催します。高年齢者\*で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加下さい。

※高年齢者とは概ね55歳以上を対象とします。

## 第1部

9:30~11:00

### 再就職支援セミナー

## 「高年齢者の再就職のために」

講師

株式会社 R&E コンサルタント  
人財育成専門チーム チーフコンサルタント **中川 真理子 氏**

## 第2部

11:00~11:30

### セカンドキャリアへの体験談

講師

キャリアコンサルタント(元 中部電力株式会社人事センター 人財活躍支援グループ課長)  
**西村 佳美 氏**

## 第3部

11:30~12:00

### 個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

※個別相談のため、原則として、  
事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申し込み下さい。

**TEL 059-228-3557** **FAX 059-228-3710**

**e-mail kazu@miekeikyo.jp**

**定員 40名**

**締切** 2021年1月20日(水)までにお願ひします。(定員締切)

**担当** 中村

### 1月27日 鳥羽商工会議所 再就職支援セミナー分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

令和2年度生涯現役促進地域連携事業  
定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための

入場  
無料

# 再就職支援セミナー のご案内

開催日時

2021年  
**2/3** 水  
13:30 ~ 16:00

会場

四日市市文化会館  
2階第3ホール  
四日市市安島2丁目5-3  
TEL.059-354-4501

雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における  
「**求職活動実績**」として  
認められます。  
雇用保険受給資格証を  
必ずご持参下さい。

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に厳しい状況となっています。有効求人倍率も1.01倍(8月現在)と極めて低い水準に置かれています。しかし、中長期的には、少子高齢化による労働力人口の減少により、多様な人材の活用が必要となっています。高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を多くし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記のような再就職支援セミナーを開催します。高年齢者\*で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加下さい。

※高年齢者とは概ね55歳以上を対象とします。

## 第1部

13:30~15:00

### 再就職支援セミナー

## 「高年齢者の再就職のために」

講師

株式会社 R&E コンサルタント  
人財育成専門チーム チーフコンサルタント **中川 眞理子 氏**

## 第2部

15:00~15:30

### セカンドキャリアへの体験談

講師

キャリアコンサルタント(元 中部電力株式会社人事センター 人財活躍支援グループ課長)  
**西村 佳美 氏**

## 第3部

15:30~16:00

### 個別相談会

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

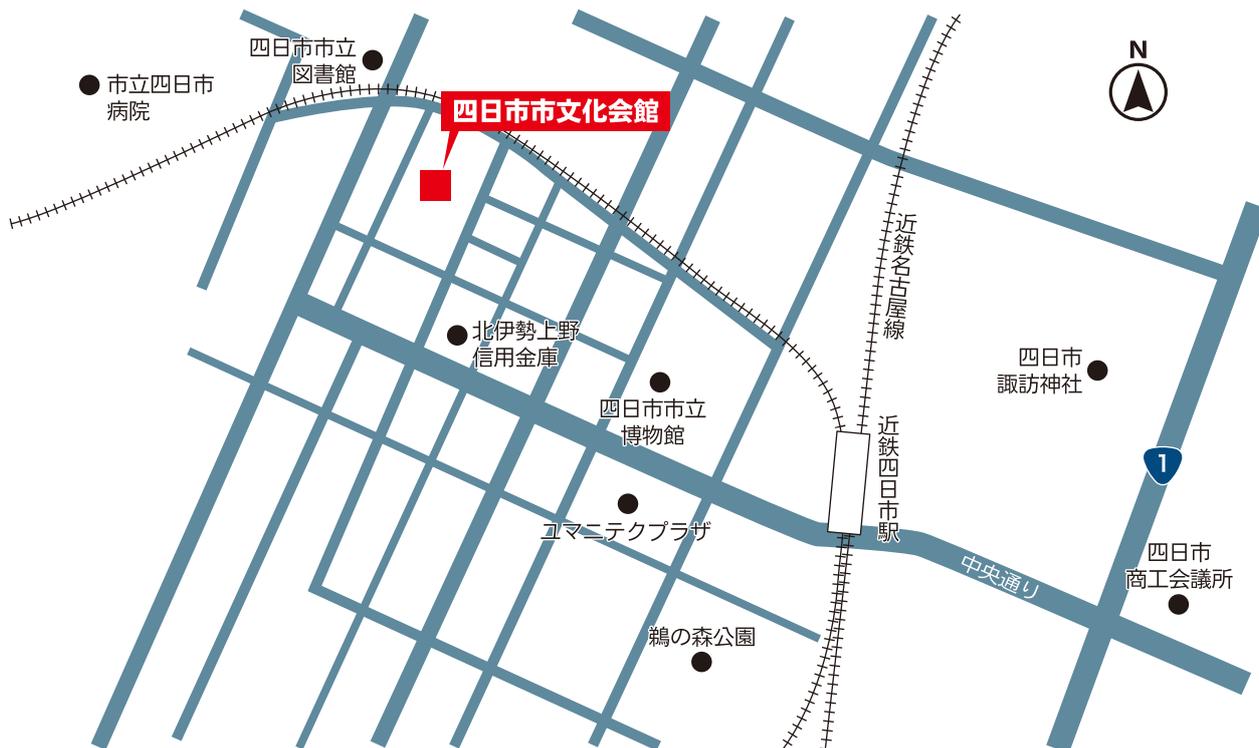
※個別相談のため、原則として、  
事前予約制とします。

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 後援：三重労働局・ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申し込み下さい。

**TEL** 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

**e-mail** kazu@miekeikyo.jp

**定員** 40名

**締切** 2021年1月27日(水)までにお願ひします。(定員締切)

**担当** 中村

## 2月3日 四日市市文化会館分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

シニア世代の就労をサポートします

# 無料・就労相談会

個別に相談に  
対応します

シニア世代に  
特化した対応を  
します

関連機関と  
連携した  
サポートをします

就労まで  
お世話をします



**対象** 概ね55歳以上の方

**会場** 鳥羽・志摩 ※詳細は裏面に記載しています

**主催** 三重県生涯現役促進地域連携協議会

雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります  
必ず『雇用保険受給資格者証』を持参ください

参加をご希望の方は下記よりお申込みください



**059-261-6153**

※お電話の受付は平日のみの  
9:00～17:00になります

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 後援：ハローワーク伊勢

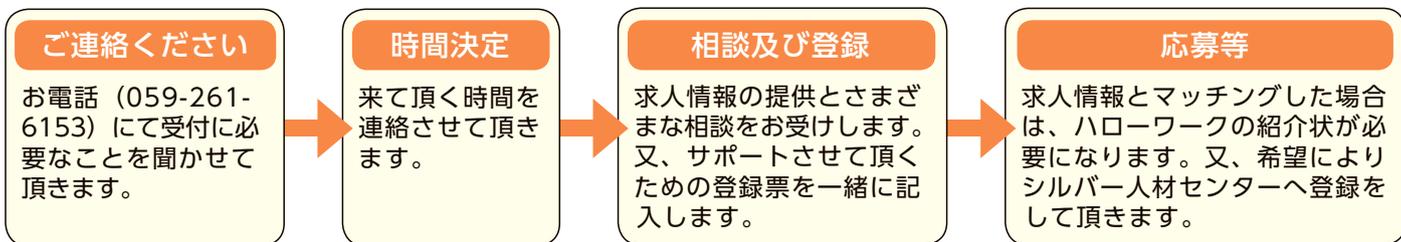
## 私たちの就労相談とは



### ● 就労相談会の特色

1. ハローワークの求人情報を提供します
2. 支援員が相談者のニーズに寄り添い、就労までの支援を展開します
3. お一人様 60 分以内とさせて頂き、状況に併せて継続した相談も対応します
4. 関係機関と連携を図りながら、協議会ならではの丁寧なマッチングを行います

### ● ご相談の流れ



#### ご連絡ください

お電話（059-261-6153）にて受付に必要なことを聞かせて頂きます。

#### 時間決定

来て頂く時間を連絡させて頂きます。

#### 相談及び登録

求人情報の提供とさまざまな相談をお受けします。又、サポートさせて頂くための登録票を一緒に記入します。

#### 応募等

求人情報とマッチングした場合は、ハローワークの紹介状が必要になります。又、希望によりシルバー人材センターへ登録して頂きます。

## 鳥羽・志摩相談会場はこちらです

地区	開催会場		開催日	時間
鳥羽	鳥羽市保健福祉センター『ひだまり』1F 相談室	1回目	2021/1/16 (土)	10:00 ～ 16:00
	鳥羽市役所西庁舎 3F 相談室	2回目	2021/2/18 (木)	
		3回目	2021/3/11 (木)	
志摩	志摩市役所 4F 会議室 405 会議室	1回目	2021/1/15 (金)	10:00 ～ 16:00
		2回目	2021/2/19 (金)	
	志摩市役所 4F 会議室 404 会議室	3回目	2021/3/12 (金)	

### 鳥羽市保健福祉センター ひだまり



### 鳥羽市役所西庁舎



### 志摩市役所



### 新型コロナウイルス感染拡大のため、ご協力をお願いします

- ① 発熱症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください
- ② 当日はマスクの着用をお願いします
- ③ 入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします



予約・問い合わせ

電話予約制 059-261-6153

個別相談の為、原則として事前予約制とさせて頂きます

シニア世代の就労をサポートします

# 無料・就労相談会

個別に相談に  
対応します

シニア世代に  
特化した対応を  
します

関連機関と  
連携した  
サポートをします

就労まで  
お世話をします



**対象** 概ね55歳以上の方

**会場** 鈴鹿・亀山 ※詳細は裏面に記載しています

**主催** 三重県生涯現役促進地域連携協議会

雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります  
必ず『雇用保険受給資格者証』を持参ください

参加をご希望の方は下記よりお申込みください



**059-261-6153**

※お電話の受付は平日のみの  
9:00～17:00になります

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 後援：ハローワーク鈴鹿

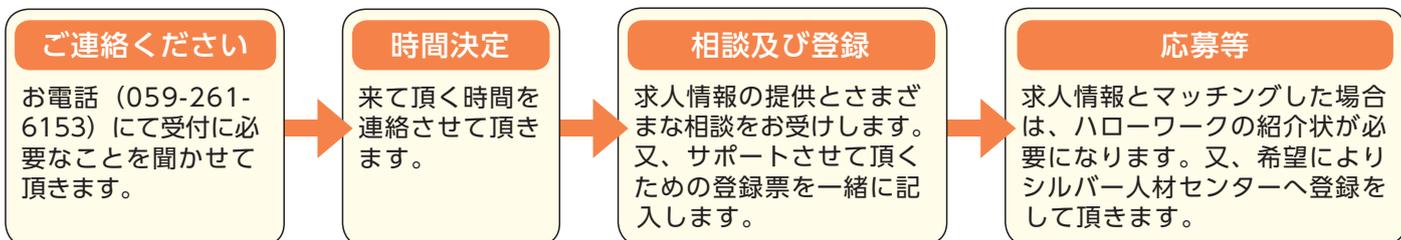
## 私たちの就労相談とは



### ● 就労相談会の特色

1. ハローワークの求人情報を提供します
2. 支援員が相談者のニーズに寄り添い、就労までの支援を展開します
3. お一人様 60 分以内とさせて頂き、状況に併せて継続した相談も対応します
4. 関係機関と連携を図りながら、協議会ならではの丁寧なマッチングを行います

### ● ご相談の流れ



#### ご連絡ください

お電話（059-261-6153）にて受付に必要なことを聞かせて頂きます。

#### 時間決定

来て頂く時間を連絡させて頂きます。

#### 相談及び登録

求人情報の提供とさまざまな相談をお受けします。又、サポートさせて頂くための登録票を一緒に記入します。

#### 応募等

求人情報とマッチングした場合は、ハローワークの紹介状が必要になります。又、希望によりシルバー人材センターへ登録して頂きます。

## 鈴鹿・亀山相談会場はこちらです

地区	開催会場	開催日	時間
鈴鹿	鈴鹿市役所 7 階 702 会議室	1 回目	2021/1/19 (火)
		2 回目	2021/2/16 (火)
		3 回目	2021/3/16 (火)
亀山	亀山市総合保健福祉センター 『あいあい 1 階』 個別相談室	1 回目	2021/1/20 (水)
		2 回目	2021/2/17 (水)
		3 回目	2021/3/17 (水)

### 鈴鹿市役所



### 亀山市総合保健福祉センターあいあい



### 新型コロナウイルス感染拡大のため、ご協力をお願いします

- ① 発熱症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください
- ② 当日はマスクの着用をお願いします
- ③ 入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします



予約・問い合わせ

電話予約制 059-261-6153

個別相談の為、原則として事前予約制とさせて頂きます

# 不当労働行為審査制度のご案内

労働委員会では、労働組合法に基づき、不当労働行為の審査を行っています。

## ■ 不当労働行為とは

労働組合法では、使用者（会社）の次のような行為を禁止しています。

- ・ 労働組合の組合員であることや、正当な組合活動を行ったこと等を理由に、組合員に解雇などの不利益な取扱いをすること。
- ・ 正当な理由もなく労働組合との団体交渉を拒否すること。
- ・ 労働者による組合結成や組合運営に対し介入すること。

## ■ 不当労働行為の審査の方法

労働委員会は、労働組合または労働者から不当労働行為の救済申立てがあったときは審査を行い、不当労働行為の事実があると認めるときには、使用者に対して命令を発し、労働組合や労働者を救済します。

審査は、主張書面や証拠書面の提出、証人への尋問など、裁判の手続きに準じた形で行っています。

なお、命令を発するまでは和解による解決も可能であり、労使双方から希望があれば、労働委員会が和解のお手伝いをします。

## ■ 代表的な事例

X労働組合から、Y社が団体交渉に応じないとして、不当労働行為の救済申立てがありました。審査の中で両当事者の主張の整理を進めたところ、X・Y間に存する団体交渉ルールについての両者の解釈の違いが明らかになってきました。

そこで、審査委員を中心に団体交渉ルールの改正案を作成し、労働者側参与委員及び使用者側参与委員が調整役として、両者の意見のすりあわせを行いました。

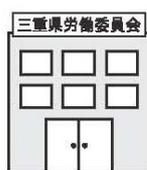
最終的には、労働委員会立会いのもと、和解が成立し、本件は終了しました。

## 不当労働行為審査の流れ

### ① 救済申立て



申立て



申立ては、労働組合または労働者からできます。 **ご利用は無料です！**

### ② 審査（調査・審問）



主張

労働委員会が、当事者の主張の整理、証人調べなどを行います。

### ③ 命令



不当労働行為が認められると救済命令が、認められないと棄却命令が出されます。

# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

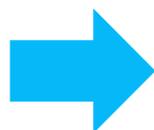
(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

## <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
  - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

## 就業規則の規定例（子の看護休暇の場合）

※介護休暇も同様の改定が必要です。

### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



女性の職場における活躍を推進する

# 女性活躍推進法に基づく取組の検討はお済みですか？

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定・届出が令和4年4月1日から必要となります。

【101人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様へ】

令和4年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・労働局への届出、③情報公表などを行う必要があります。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、100人以下の事業主の皆様は努力義務となります。

## <ステップ1>

### 自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

行動計画の策定にあたっては、自社の女性の活躍に関する状況に関して、状況把握、課題分析を行い、その結果を勘案し定める必要があります。課題の分析にあたっては、まず**基礎項目（必ず把握すべき項目）**の状況把握、課題分析を行い、その結果、事業主にとって課題であると判断された事項について、さらにその原因の分析を深めましょう。

#### 【基礎項目（必ず把握すべき項目）】

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率



## <ステップ2>

### 行動計画の策定、届出、社内周知、外部への公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

※外部への公表は女性の活躍推進企業データベースをご利用ください。

行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んでください。



## <ステップ3>

### 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につながるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。公表する項目（「情報公表項目」）は定められた中から選択することができます。

★情報公表項目 例：  
・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）  
・労働者の一月当たりの平均残業時間  
・管理職に占める女性労働者の割合  
・男女別の再雇用又は中途採用の実績

●行動計画の外部への公表、自社の女性活躍に関する情報の公表をする際、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

検索！

女性活躍・両立支援総合サイト



●行動計画を労働局へ届け出る際、「一般事業主行動計画策定・変更届様式」をご利用ください。三重労働局ホームページからダウンロードできます。

☆女性活躍推進法の詳細は、三重労働局雇用環境・均等室にお問い合わせになるか、または、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。検索！

女性活躍推進法特集ページ



厚生労働省では、**女性社員の活躍推進に取り組む中小企業**を応援しています。

**中小企業事業主**が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、課題解決に相応しい**取組目標**及び**数値目標**を盛り込んだ**一般事業主行動計画**（行動計画）を策定・公表し、取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合に助成金を支給しています。

支給申請は**三重労働局雇用環境・均等室**に行ってください。

- ・ **中小企業事業主**：常時雇用する労働者が300人以下の事業主
- ・ **行動計画の期間**：2～5年

数値目標・取組目標は支給要領に定めるものであることが必要です。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617447.pdf>

## \* 女性活躍推進の取組及び助成金申請の流れ

(1) 女性社員の活躍の状況把握を行い、女性の活躍に向けた課題を分析

(2) 課題解決に相応しい数値目標とその達成に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表・策定届の届出と女性活躍の状況の公表（公表は、「女性の活躍推進企業データベース」★）

(3) 取組目標の実施

(4) 取組目標を実施した結果、3年以内に数値目標を達成し、達成状況を公表（公表先は(2)と同じ）  
⇒ **助成金の支給**（定額）

★女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

## 支給対象となる目標・助成額

### ◎ 目標の区分

- ・ 女性の積極採用に関する目標
- ・ 女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・ 女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・ 多様なキャリアコースに関する目標

### ◇ 助成額

47.5万円<60万円>

※ <> は生産性要件を満たした場合に支給

助成は1企業1回限り

これまで本助成金を受給した企業は対象となりません

他の助成金との併給調整が行われる場合があります

要件を満たせば経過措置が適用になる場合があります



## お問い合わせ先



### 三重労働局雇用環境・均等室

住所：三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

TEL：059-226-2318（女性活躍推進法担当）

059-261-2978（助成金担当）

三重労働局HP：<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>

この冬の休暇は、  
まったり、ほっこり、ゆったりと。



## 新しい働き方・休み方が始まっています。

実践する第一歩として「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！  
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば  
休暇の分散化にもつながります。



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年休取得特設サイト)

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

## 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

# 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

**労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。**

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。